

令和4年度の保険料をお知らせします

問 北海道後期高齢者医療広域連合 ☎011-290-5601
役場 町民課 国保医療給付係 ☎42-2633

■7月に令和4年度の保険料額を通知します

令和4年度の保険料額と支払い方法が書かれた**保険料額決定通知書**を個別に郵送します。

[保険料の計算方法]

均等割 【1人あたりの額】 51,892円	+	所得割 【本人の所得に応じた額】 (令和3年中の所得－最大43万円) × 10.98%	=	1年間の保険料 (限度額66万円)
------------------------------------	---	--	---	-----------------------------

■保険料のお支払い方法

保険料のお支払い方法は、**保険料額決定通知書**に書かれています。

年金からの天引き（特別徴収）と**納付書での窓口払い（普通徴収）**があります。

口座振替払いに変更することもできますので、希望される方は、役場町民課へご連絡ください。

口座振替払いに変更される場合の注意事項

①納める時期と1回の納付金額が変わります。

支払い方法	納める時期と回数	
口座振替 (普通徴収)	時期	7月から翌年3月
	回数	年9回
	振替日	各月25日
年金天引き (特別徴収)	時期	8月から翌年6月
	回数	年6回
	振替日	年金支給日

②家族の方の口座から振替されるようにした場合、確定申告の際に社会保険料控除される方は、その口座名義の方になります。

令和3年度は年金天引きされていた方でも、令和4年度では納付書で納めなければならない方もいます。（本人や世帯員の収入に大幅な増減があった場合など）

■保険料の軽減 — 手続きは不要です

①均等割の軽減

ご本人と世帯主（加入者ではない世帯主も含む）の方の所得に応じて、均等割を軽減します。

所得が次の金額以下の世帯	軽減割合	軽減後の均等割額（年額）
43万円+10万円 ×（給与所得者等の数－1）以下	7割	15,567円
43万円+（28万5千円×世帯の被保険者数） +10万円×（給与所得者等の数－1）以下	5割	25,946円
43万円+（52万円×世帯の被保険者数） +10万円×（給与所得者等の数－1）以下	2割	41,513円

②被用者保険の被扶養者だった方の軽減

後期高齢者医療制度に加入したとき、被用者保険の被扶養者だった方は、負担軽減の特別措置として、所得割がかからず、均等割が5割軽減されます。

※「被用者保険」とは、協会けんぽなどの健康保険のことで、松前町の国民健康保険などは含まれません。

■保険料の減免 — 手続きが必要です

災害、失業などによる所得の大幅な減少などで生活が著しく困窮し、保険料のお支払いが困難な方は、保険料の減免が受けられる場合がありますので、役場町民課へご相談ください。